

平成 19 年度の献血の推進に関する計画（案）について

- ・ 諮問書 1
- ・ 平成 19 年度の献血の推進に関する計画（案） 2
- ・ 「平成 19 年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」に関する意見の募集結果及び各意見に対する考え方について 9

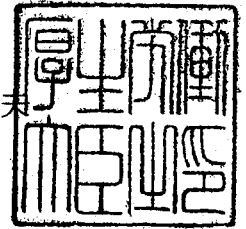
厚生労働省発薬食第0307057号

平成19年3月7日

薬事・食品衛生審議会会長

望月正隆 殿

厚生労働大臣 柳澤伯夫



諮 問 書

平成19年度の献血の推進に関する計画を定めることについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成 19 年度の献血の推進に 関する計画（案）

平成 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1節 平成19年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
①効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
②献血運動推進全国大会の開催等	
③献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④献血推進協議会の活用	
⑤その他関係者による取組	
(2) 献血者が安心して献血できる環境の整備	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	4
(1) 献血の推進に際し、考慮すべき事項	4
①血液検査による健康管理サービスの充実	
②献血者の利便性の向上	
③血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
④採血基準の在り方の検討	
⑤まれな血液型の血液の確保	
(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	5
(3) 災害時等における献血の確保等	5
(4) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認と評価	5

平成19年度の献血の推進に関する計画（案）

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき定める平成十九年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第二百七号。以下「基本方針」という。）に基づくものである。

第1節 平成19年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成19年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.1万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤14万リットル、血漿製剤22万リットルであり、それぞれ0.1万リットル、48万リットル、15万リットル、24万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成19年度には、全血採血により130万リットル及び成分採血により63万リットル（血小板採血30万リットル及び血漿採血32万リットル）の計193万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成19年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保するとともに、その国内自給を推進し、広く国民に対し、献血に関する理解と協力を求めるため、教育及び普及啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施するとともに、少子高齢化の進行や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつこれらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携をとることにより、若年層の献血への理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- ・ また、若年層への啓発には、インターネット等を含めた様々な広報手段を用いて、国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、効果的な取組が必要である。
- ・ 国は、高校生を対象とした献血について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの教材等を活用しながら献血への理解を深めるための普及啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な連携を確保する。
- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図り、その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県及び市町村の協力を得る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、血液の在庫が不足した際に、複数回献血者の協力が速やかに得られるよう、平素から各血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築するとともに、複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図る。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までの期間に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
- ・ 都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血に関する理解と協力を求めるため、七月に献血運動推進全国大会を開催する。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的を開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望まし

い。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境整備の一環として、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する。

また、献血の受入れに当たっては、献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えないよう特に留意するとともに、献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善に努める。国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の進捗状況、採血事業者による献血の受入れの実績について確認し、その評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ また、国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について民間の献血推進組織等とも認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。

「平成19年度の献血に関する計画（事務局案）」に対して寄せられた意見について

厚生労働省医薬食品局血液対策課

「平成19年度の献血の推進に関する計画（事務局案）」について、平成19年1月22日から平成19年2月20日まで御意見を募集したところ、7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する当省の考え方につきまして、以下のとおり御報告いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

【意見1】

全血及び成分献血の年間回数制限を廃止していただきたい。

<補足理由等>

- ・ 献血間隔さえ決まっていれば、年間制限は自ずと決まること。
- ・ 定期的に成分献血を行うと年間回数制限に引っかかり、年間を通して献血をすることが出来ないこと。
- ・ 献血手帳がカード化されたため、過去の献血履歴がわからず、献血の予定がたてにくくなったこと

【考え方】

400 ml 全血献血や成分献血に係る基準は、採血により身体に生じる影響（血中ヘモグロビン値の回復等）を考慮し定められたものです。

現行採血基準は、昭和59年のデータに基づいて定められましたが、献血に来られる方の体重等が変わってきていることから、平成18年度より、年間献血回数を含めた採血基準の在り方についての研究が行われています。

【意見2】

国および都道府県、採血事業者は、献血が社会にいかに関与しているかを献血者に伝え、重要性を意識づけて反復的かつ善意に基づく献血につなげるため、血液製剤を使用した患者や家族の意見を収集し、まとめた内容を盛り込んだ印刷物を作成するなどして、献血者や今後献血が見込まれる人々に配布する。

【考え方】

御提案は、献血をしていただく国民の方々に、献血の重要性や意義を御理解いただく観点から、今後の献血推進の取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思っております。貴重な御意見をありがとうございました。

【意見3】

献血の普及啓発のために、教育によって献血に関する知識の普及を図る必要がある。また、その際には「献血血液の利用実態」「副作用による健康被害の可能性」「感染症に関する知識」などについても正しく教える必要がある。

【考え方】

厚生労働省では、献血についての正しい知識の普及啓発を図るために、高校生を対象とした資料を作成しており、全国の高校に配布するとともに、厚生労働省のホームページで公表を行っています。また、その資料の中で「献血血液の利用実態」「副作用による健康被害の可能性」「感染症に関する知識」についても記載しています。今後とも、いただいた御意見を参考にするなどして、こうした情報の充実などを検討していきたいと考えています。

なお、厚生労働省では、毎年度「血液事業報告」を作成しており、さらに詳細な情報をホームページ等で、広く一般に公開しておりますので、ご利用下さい。

【意見4】

献血体験の促進に関しては、高校で行われている集団献血では、それを受け止める生徒の側に強制力が働くことから、高校生の集団献血は廃止するべきである。

【意見5】

企業や学校における集団献血は、内部の人間関係において、強制力が働く恐れがあり、そのことからH I V感染の心配がありながらも、集団内の人間関係から断れずに献血してしまう場合があるかもしれない。人権に配慮され、自由な意志が尊重される環境を整えるとともに、誤って献血してしまった場合の連絡方法についても、周知徹底していただきたい。

【考え方】

献血は、自発的な善意の行為であり、学校はもとより会社や献血ルーム等の採血所にあっても、決して強制があってははいけません。

厚生労働省では、1991年の国際赤十字社・赤新月社決議を基に、「献血」の定義を「自発的な無償供血」としてしています。

また、日本赤十字社では献血をされた方に対して「輸血を受けられる患者さんのために」という印刷物を配布しており、問診や献血をなさった後で下記の1.～5.のいずれかに該当した場合は、血液センターへ連絡をいただくようお願いをしています。

1. 不特定多数の異性と性的接触をもった。
2. 男性の方：男性と性的接触をもった。
3. エイズ（H I V検査）で陽性と言われた。
4. 麻薬・覚せい剤を注射した。
5. 1.～4. に該当する者と性的接触をもった。

【意見6】

献血は、本来、個人の自発的な行動なので、血液検査結果の健康管理への活用をやるべきである。過剰なサービスは、サービスを受けることを目的とした献血を増やす事となり、結果的に安全性確保に問題が生じるのではないだろうか。

【考え方】

献血者に対する血液検査のサービスは、献血者本人の健康管理に資するだけでなく、常日頃から献血者が健康に留意していただくことにより、健康な献血者の確保に資する施策であり、過剰なサービスに当たるようなものではないと考えています。

なお、御指摘の検査目的の献血者は、本来の善意の献血を目的としてでなく、血液製剤を介して、輸血を受ける患者に病気をうつす可能性のある感染症の検査を目的として献血に訪れる人のことであり、その様なことがないように、検査目的の献血の危険性や、それが倫理的に許されるような行為でないことを周知したり、あるいは問診時、採血後のフィードバックにおける検査目的の献血者に対する呼びかけを行ったりすることにより、献血血液の安全性の確保に努めて参りたいと存じます。

【意見7】

現在の高校生の健康状況について調査を行い、実態に応じた安全な採血基準の設定を求めるとともに、現行の採血基準については、年齢の引き下げを行い、400 mL 献血の採血年齢の引き下げを行わないよう求める。

<補足理由等>

- ・ 現在の高校生は睡眠不足や食生活の偏り、ストレス等による体調不良などから、必ずしも健康とは言えない状況である。
- ・ 16～18歳の若年層に年間何件の献血による事故が発生しているのか、事故の実態についての情報提供をして欲しい。
- ・ 18歳頃の年齢では、自律神経系や内分泌系は未だ発達途上であると言われている。身体が十分に成長していない段階で、初めての献血を行い、具合が悪くなるとは、将来の複数回献血への協力も期待できなくなる。

【考え方】

現在、厚生労働省では、様々な観点から科学的根拠に基づく採血基準の見直しを行っており、献血者の健康保護と輸血を受ける方の安全性確保等の観点から、採血基準の見直しを実施しており、その結果を踏まえて今後の検討を行う予定です。

また、近年若年層に多いといわれている睡眠不足、体調不良などについては、採血前に医師による問診を行っており、その様な方からは、採血を行わないように留意し、採血による迷走神経反射等の副作用が発生しないよう努めています。

なお、献血後には、希望者に対して、血液検査通知書などを送付しておりますが、それらを日頃からの正しい生活習慣、健康管理にご活用いただきたいと思います。